

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：文化スポーツ部 文化創造拠点開設準備室

件 名：（仮称）文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の制定について	
提出理由：大和駅東側第4地区に整備する公益施設の管理を行うにあたり、指定管理者の指定等に関する条例を制定する必要があることから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 本市では、大和駅東側第4地区に、芸術文化ホールや図書館など、異なる機能を持つ複数の施設が融合する文化創造拠点の整備を進めている。 - これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。 - また、管理運営基本計画では、各施設の一体的な運営及び民間活力の積極的な活用を掲げ、指定管理者制度を導入することとしている。 2. 条例制定の考え方 - 文化複合施設においては、利用者の視点に立ったサービスを提供するため、各施設について、指定管理者による一体的な管理運営を行う必要がある。 - このことを踏まえて、文化創造拠点を構成する施設の積極的な連携と機能の融合を図るため、指定管理者の指定等の手続きに関する事項を定める条例を制定する。 - また、指定管理者の選定や運営の評価を一括して行う必要があるため、同条例に附属機関の設置に関する事項を定める。 3. 条例の主な内容 (1) 構成施設 - やまと芸術文化ホール（駐車場、駐輪場含む） - 大和市立図書館 - 大和市生涯学習センター - 大和市屋内こども広場 (2) 指定管理の指定の手続き等 - 文化創造拠点の各施設の指定管理者の指定の手続等は、一体的に行うものとする。	(3) 指定管理者の公募 - 文化創造拠点の指定管理者は、法人その他団体を公募によって選定することを基本とする。 (4) 指定管理者の選定基準 - 次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。 ① 平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 ② 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。 ③ 適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 ④ 管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。 (5) 指定期間 - 指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。 (6) 審議会の設置 - 指定管理者の候補者の選定や、文化創造拠点の管理運営に関する事項等を審議するため、附属機関として大和市文化創造拠点運営審議会を置く。 - 委員7人以内をもって組織する。 4. 条例施行日 - 平成28年11月3日とし、指定管理者の指定等の手続きや審議会の設置等については、平成26年7月1日とする。 5. 施行規則の制定等 - 申込書や添付資料等、一部の詳細項目は、規則で規定する。 - 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、文化創造拠点運営審議会の報酬を規定する。
経 過 H18. 2 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業都市計画決定 H19. 3 大和駅東側第4地区市街地再開発組合設立 H24. 2 大和駅東側第4地区公益施設基本計画策定 H25. 1 大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画策定 H25. 11 再開発組合定款及び事業計画変更認可 H25. 12 権利変換計画認可	今後の予定 H26. 3 市民意見公募手続きの実施 文化芸術振興審議会へ情報提供 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議） H26. 4 社会教育委員会議（諮問・答申） 教育委員会定例会（委員会へ条例案付議） H26. 6 条例議案上程 H26. 7 条例一部施行、公益施設着工 H26. 7～12 文化創造拠点運営審議会の設置、指定管理者の公募・選考 H27. 3 指定管理者の指定議案上程 H28. 7 公益施設竣工 H28. 11 条例施行、施設供用開始